

宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金の制度概要及び申請方法について

俱知安町では、宿泊税の特別徴収義務者に対して、特別徴収に係る事務負担を報償し、併せて納期内納入の意欲の高揚を図ることを目的として、「特別徴収義務者徴収奨励金」を交付します。

■ 制度概要

1 交付対象者

次の要件をすべて満たす者に交付します。

- (1) 俱知安町宿泊税の特別徴収義務者として登録された者であること。
- (2) 旅館業の許可又は住宅宿泊事業の届出をして営業していること。
- (3) 町の徴収金を滞納していないこと。

2 算定対象期間

前年3月宿泊分（4月申告分）～本年2月宿泊分（3月申告分）

3 交付方法

- (1) 施設ごとに算定し、特別徴収義務者に交付します。

※合算している場合は合算した額により算定します。

- (2) 対象者に8月中に申請書兼請求書を送付し、9月末までに提出していただき、審査の上11月末に指定口座への振込にて交付します。

4 交付額

(1) - 1 算定基準及び算定率

	算定基準	算定率
1	算定対象期間中すべて納期内完納したとき	2.5%
2	算定対象期間中1か月でも納期内完納していないとき	2.0%
3	加算金を伴う増額更正又は決定処分を受けたとき	1.0%

(1) - 2 算定基準及び算定率（**特例期間：令和8年3月宿泊分から令和13年2月宿泊分まで**）

	算定基準	算定率
1	算定対象期間中すべて納期内完納したとき	3.5%（令和14年度からは2.5%）
2	算定対象期間中1か月でも納期内完納していないとき	3.0%（令和14年度からは2.0%）
3	加算金を伴う増額更正又は決定処分を受けたとき	2.0%（令和14年度からは1.0%）

(2) 交付額

納期内完納税額【A】 × 算定率【B】 = 交付額【C】

【A】 算定期間中において納期限内に申告納入された宿泊税額の合計額

【B】 上記表参照

【C】 ※算出後のCに100円未満の端数がある場合は、それを切り捨てた額を交付額とする。

※算出後のCが100円未満の場合は、100円を交付額とする。

※Aの申告納入額が100円未満の場合は、その額を交付額とする。

■ 申請方法

1 申請方法

対象者（算出した奨励金額が0円の施設分を除く）には、本町から8月中に対象施設に関する記載や算出額を印字した「倶知安町宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金の交付申請書兼請求書」を送付しますので、必要事項をご記入（下記参照）及び押印のうえ、ご提出ください。

※昨年度と異なる振込口座を希望の場合は『振込希望口座の通帳の写し』を添付してください。

昨年と同様の口座の場合は、写しの提出は不要です。

2 記載事項

別記様式第1号（第5条関係）
倶知安町宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金の交付申請書兼請求書

倶知安町長様 申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 電話 個人番号又は法人番号		年 月 日
--------------------------------------	--	--	--	-------

倶知安町宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金交付要綱第5条の規定により、奨励金の交付を申請します。

1 対象施設

対象施設	住所
	名称
	指定番号

2 申請内容

申告納入金額	円
交付申請額 (申告納入金額×交付率)	円

※申告納入金額は、交付対象期間において、期限内に申告及び全額納入された宿泊税の合計額とする。
※交付率は、1,000分の25とする（令和5年度までの間に限り、1,000分の30とする）。
ただし、交付対象期間において、1か月でも申告及び納入が遅れた場合の交付率は、1,000分の20とする（令和5年度までの間に限り、1,000分の25とする）。
加算金を伴う増額更正又は決定処分を受けた場合の交付率は、1,000分の10とする（令和5年度までの間に限り、1,000分の15とする）。

3 請求内容（次の口座への振込を依頼します。）

振込口座	金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店・支店 出張所
	フリガナ	預金種目	普通・当座
	口座名義人	口座番号	

※原則、振込口座の口座名義人は、特別徴収義務者のものに限ります。ただし、日本国内に口座をお持ちでない場合、指定した納税管理人名義でも構いません。

①申請年月日

②申請者情報

住所、氏名、電話番号、個人番号又は法人番号をご記入の上押印をお願いします

あらかじめ印字してあります

対象施設情報の記載に間違いがないかご確認ください

あらかじめ印字してあります

算出した奨励金の交付額に間違いがないかご確認ください

③振込口座情報

奨励金の振込を希望する口座情報についてご記入ください

3 申請期限

毎年9月30日（消印有効）

※期限後に申請された場合、奨励金を交付できない場合がありますのでご注意ください。